

【令和7年(神戸税関)】

**知的財産侵害物品の差止めが4年連続で増加**

**～輸入差止件数前年比約2.5倍、150件に迫る～**

神戸税関は、令和7年の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

**全体：輸入差止件数が14年ぶりに100件超え**

- 輸入差止件数は145件（前年比245.8%）で、国際郵便物の取り扱いがなくなって以降、初めて100件を超えました。
- 輸入差止点数は44,731点（前年比579.4%）で、4年ぶりに1万点を超えました。

**仕出国（地域）別：輸入差止件数は中国が最多**

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国が全体の9割以上を占め最多となりました。
- 輸入差止点数は、バングラデシュが全体の72.8%で最多となりました。

**品目別：健康や安全を脅かす危険性のある物品を差止め**

- 使用することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、浄水器カートリッジなどの家庭用雑貨、充電器などの電気製品、自動車付属品などの輸入差止めがありました。

（注）「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた申告の数です。

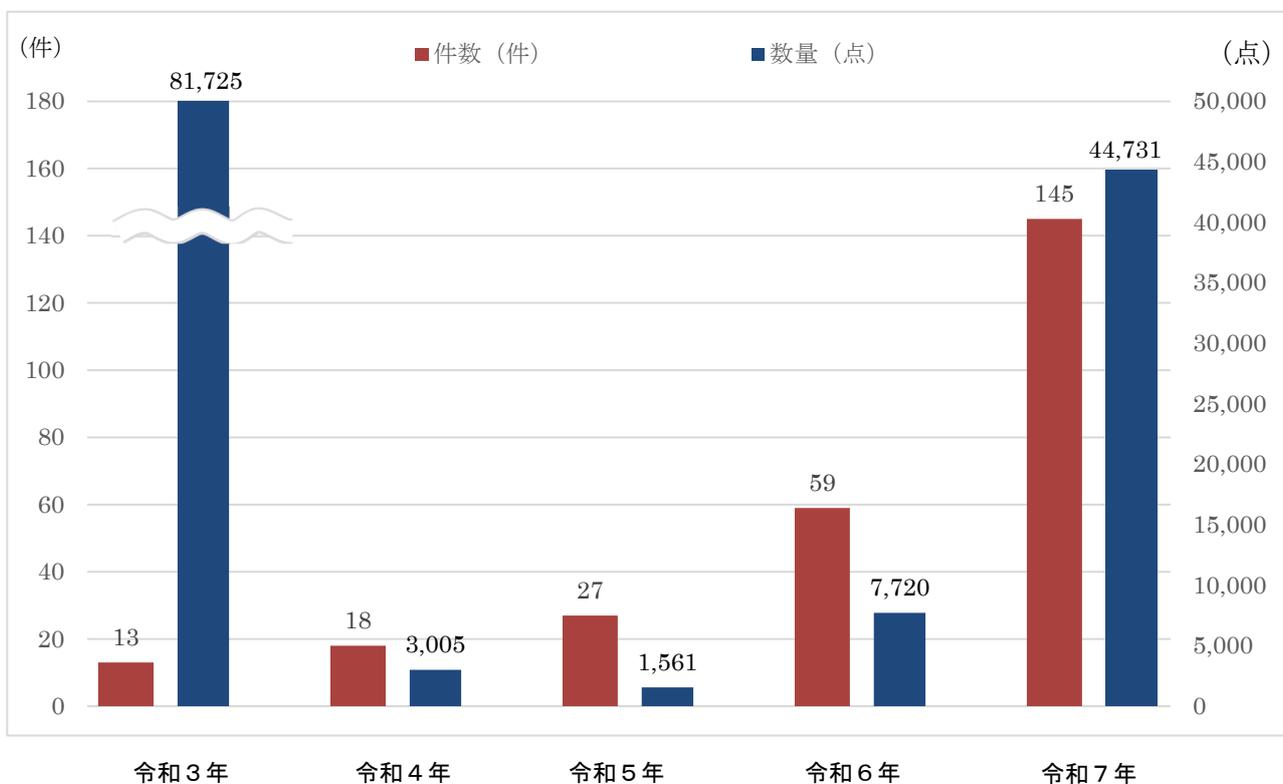
「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1件の輸入申告に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

## 1. 令和7年の神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況

- ◆ 輸入差止件数は、145件（前年59件）で、前年比約2.5倍に増加しました。
- ◆ 輸入差止点数は、44,731点（前年7,720点）で、前年比約5.8倍となりました。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

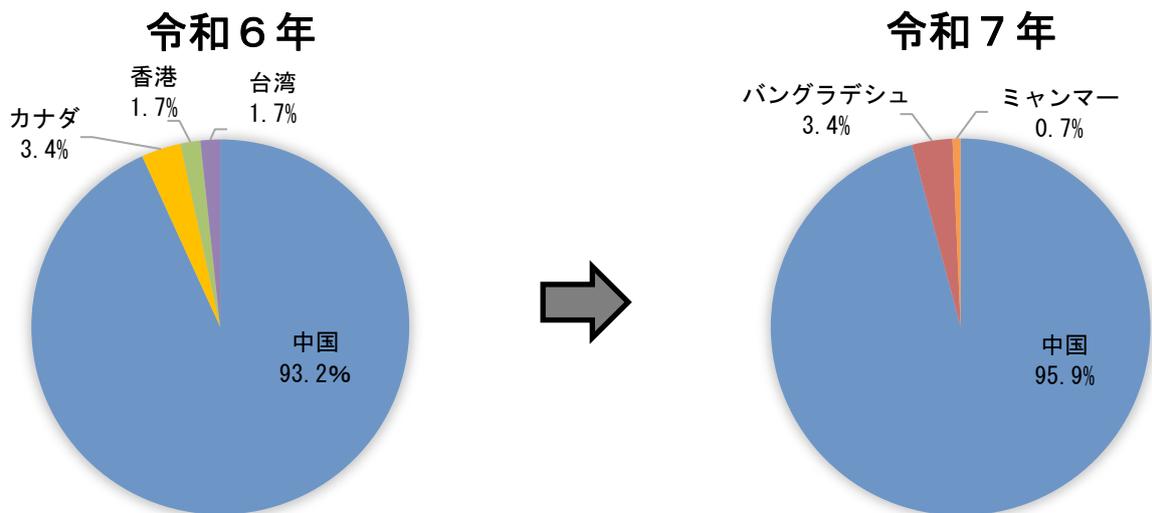


(参考) 令和7年における輸出差止件数は2件、同差止点数は1,722点でした。

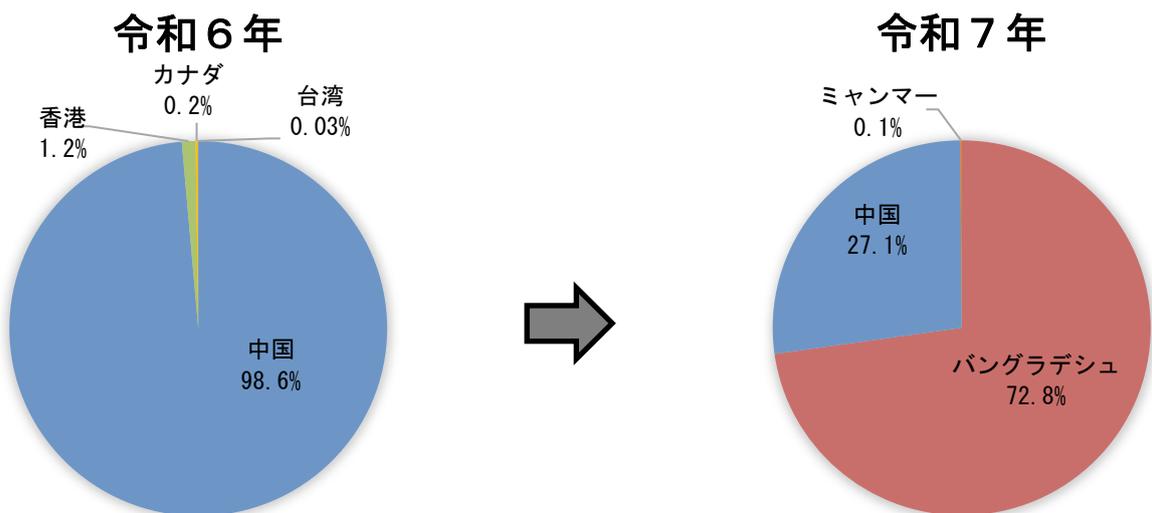
○仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが139件（構成比95.9%、前年比252.7%）、次いでバングラデシュが5件（同3.4%、全増）、ミャンマーが1件（同0.7%、全増）でした。
- ◆輸入差止点数は、バングラデシュを仕出しとするものが32,553点（構成比72.8%、全増）、次いで中国が12,125点（同27.1%、前年比159.3%）、ミャンマーが53点（同0.1%、全増）でした。

仕出国（地域）別 輸入差止実績構成比の推移（差止件数）



仕出国（地域）別 輸入差止実績構成比の推移（差止点数）

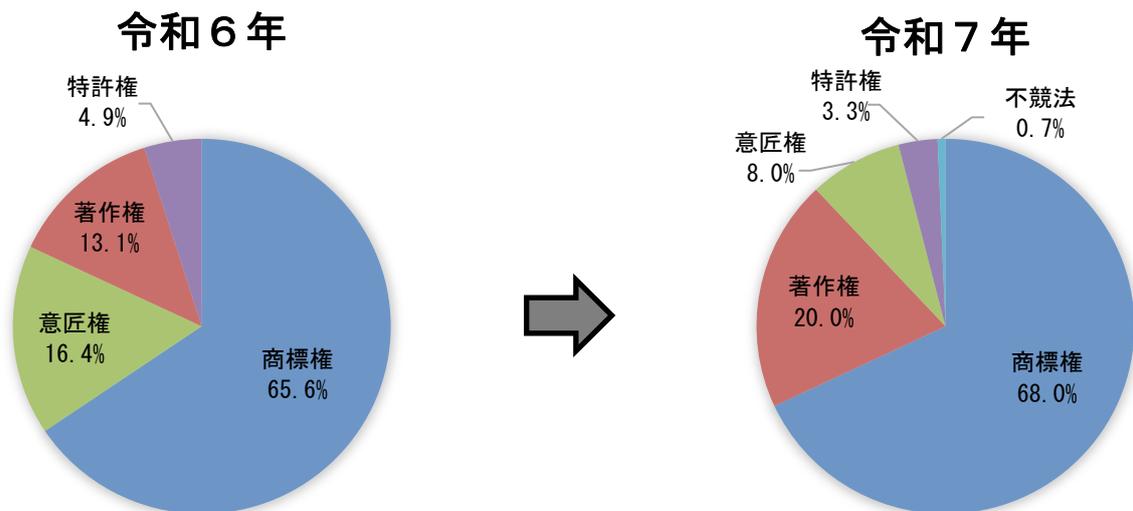


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

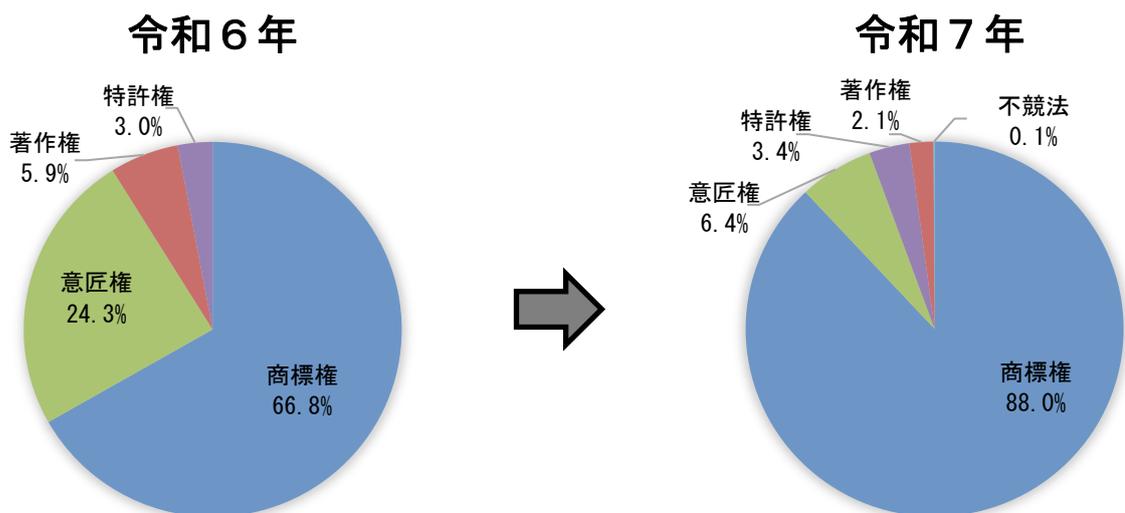
○知的財産別輸入差止実績

- ◆輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 102 件（構成比 68.0%、前年比 255.0%）と最も多く、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が 30 件（同 20.0%、同 375.0%）でした。
- ◆輸入差止点数は、商標権侵害物品が 39,377 点（構成比 88.0%、前年比 763.9%）で最も多く、次いでイヤホンなどの意匠権侵害物品が 2,849 点（同 6.4%、同 151.6%）でした。

知的財産別 輸入差止実績構成比の推移（差止件数）



知的財産別 輸入差止実績構成比の推移（差止点数）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

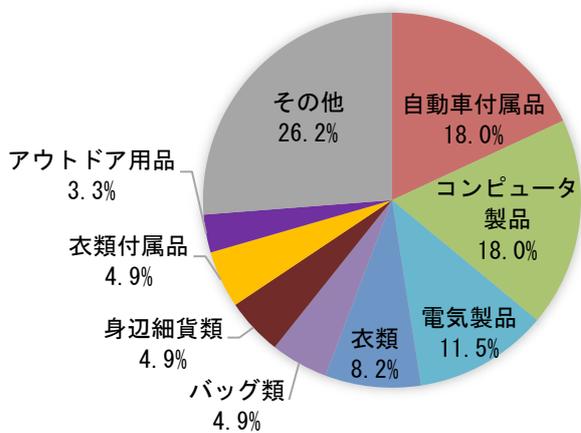
## ○品目別輸入差止実績

◆輸入差止件数は、衣類が 21 件（構成比 13.1%、前年比 420.0%）と最も多く、次いで自動車付属品が 19 件（同 11.9%、同 172.7%）、コンピュータ製品が 17 件（同 10.6%、同 154.5%）でした。

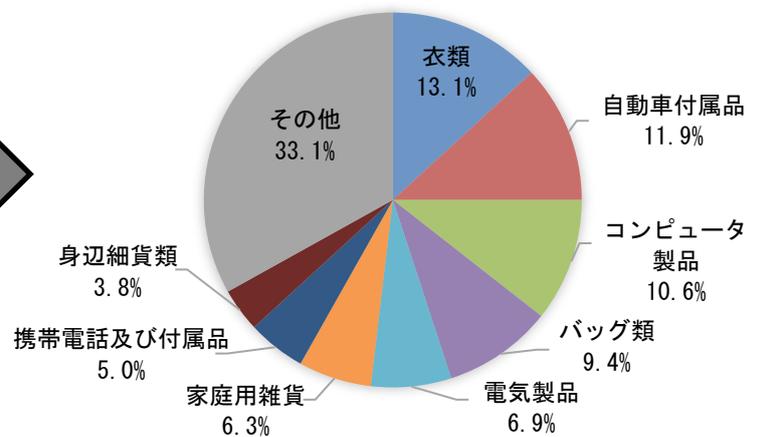
◆輸入差止点数は、バッグ類付属品が 17,351 点（構成比 38.8%、全増）と最も多く、次いで衣類付属品が 15,699 点（同 35.1%、前年比 436.1 倍）、コンピュータ製品が 2,727 点（同 6.1%、同 81.4%）でした。

### 品目別 輸入差止実績構成比の推移（差止件数）

令和 6 年

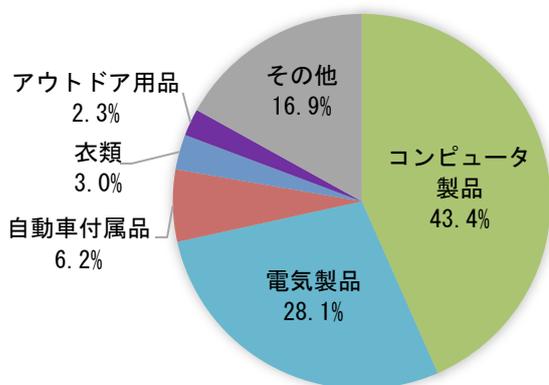


令和 7 年

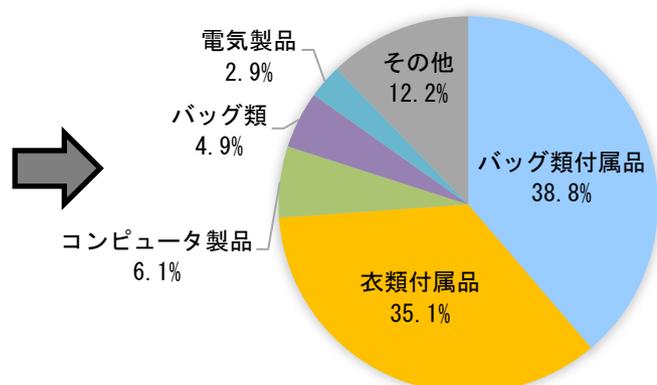


### 品目別 輸入差止実績構成比の推移（差止点数）

令和 6 年



令和 7 年



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 2. 神戸税関における差止品目例

### ○健康・安全を脅かす危険性のある物品の一例

エンジン (商標権)	充電器 (意匠権)
	

### ○差止めの多い品目の一例

ダウンジャケット (商標権)	燃料タンクキャップ (商標権)
	

### ○差止めが増加した品目の一例

バッグ (商標権)	浄水器カートリッジ (商標権)
	

### 3. 資料

#### ○仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
中国	12	10	22	55	139	252.7%	95.9%
バングラデシュ	0	1	0	0	5	全増	3.4%
ミャンマー	0	0	0	0	1	全増	0.7%
カナダ	0	0	0	2	0	全減	-
香港	0	0	0	1	0	全減	-
台湾	0	0	0	1	0	全減	-
タイ	0	0	2	0	0	-	-
ベトナム	0	1	1	0	0	-	-
英国	0	0	1	0	0	-	-
米国	0	1	1	0	0	-	-
アラブ首長国連邦	0	1	0	0	0	-	-
イタリア	0	1	0	0	0	-	-
ドイツ	0	1	0	0	0	-	-
トルコ	0	1	0	0	0	-	-
パキスタン	0	1	0	0	0	-	-
インドネシア	1	0	0	0	0	-	-
合計	13	18	27	59	145	245.8%	100%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○仕出国（地域）別輸入差止実績（点数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
バングラデシュ	0	598	0	0	32,553	全増	72.8%
中国	81,721	1,986	1,529	7,612	12,125	159.3%	27.1%
ミャンマー	0	0	0	0	53	全増	0.1%
香港	0	0	0	90	0	全減	-
カナダ	0	0	0	16	0	全減	-
台湾	0	0	0	2	0	全減	-
タイ	0	0	19	0	0	-	-
米国	0	1	9	0	0	-	-
ベトナム	0	367	3	0	0	-	-
英国	0	0	1	0	0	-	-
パキスタン	0	46	0	0	0	-	-
アラブ首長国連邦	0	2	0	0	0	-	-
ドイツ	0	2	0	0	0	-	-
トルコ	0	2	0	0	0	-	-
イタリア	0	1	0	0	0	-	-
インドネシア	4	0	0	0	0	-	-
合計	81,725	3,005	1,561	7,720	44,731	579.4%	100%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
特許権	1	2	3	3	5	166.7%	3.3%
	1,367	1,745	79	230	1,543	670.9%	3.4%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
意匠権	1	0	7	10	12	120.0%	8.0%
	20	0	934	1,879	2,849	151.6%	6.4%
商標権	11	14	17	40	102	255.0%	68.0%
	80,338	1,214	532	5,155	39,377	763.9%	88.0%
著作権	0	3	2	8	30	375.0%	20.0%
	0	46	16	456	922	202.2%	2.1%
著作隣接権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
回路配置利用権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
育成者権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
不正競争防止法違反物品	0	0	0	0	1	全増	0.7%
	0	0	0	0	40	全増	0.1%
合計	13	18	27	59	145	245.8%	100%
	81,725	3,005	1,561	7,720	44,731	579.4%	100%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。したがって、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数が一致しません。なお、構成比は知的財産ごとの数の合計（のべ数）をもと算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○品目別輸入差止実績（件数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
衣類	1	6	2	5	21	420.0%	13.1%
自動車付属品	4	1	6	11	19	172.7%	11.9%
コンピュータ製品	3	1	4	11	17	154.5%	10.6%
バッグ類	0	2	2	3	15	500.0%	9.4%
電気製品	1	0	6	7	11	157.1%	6.9%
家庭用雑貨	0	1	0	0	10	全増	6.3%
携帯電話及び付属品	0	0	0	1	8	800.0%	5.0%
身辺細貨類	0	1	0	3	6	200.0%	3.8%
文具類	0	0	0	0	5	全増	3.1%
玩具類	0	1	0	1	5	500.0%	3.1%
バッグ類付属品	0	0	0	0	4	全増	2.5%
家具類	0	1	0	1	4	400.0%	2.5%
衣類付属品	0	0	0	3	3	100.0%	1.9%
布製品	0	2	0	1	3	300.0%	1.9%
帽子類	0	2	0	0	2	全増	1.3%
アウトドア用品	0	0	1	2	2	100.0%	1.3%
キーホルダー類	1	1	2	0	2	全増	1.3%
ベルト類	1	0	0	0	1	全増	0.6%
時計類	0	0	0	0	1	全増	0.6%
靴類	0	0	2	0	0	-	-
運動用具	0	1	0	1	0	全減	-
CD、DVD類	1	0	0	0	0	-	-
その他の品目	2	3	2	11	21	190.9%	13.1%
合計	13	18	27	59	145	245.8%	100%

（注1）1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数が一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○品目別輸入差止実績（点数）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
バッグ類付属品	0	0	0	0	17,351	全増	38.8%
衣類付属品	0	0	0	36	15,699	436.1倍	35.1%
コンピュータ製品	137	2	354	3,352	2,727	81.4%	6.1%
バッグ類	0	89	116	165	2,196	13.3倍	4.9%
電気製品	20	0	720	2,170	1,303	60.0%	2.9%
アウトドア用品	0	0	44	180	750	416.7%	1.7%
自動車付属品	156	1	37	480	652	135.8%	1.5%
キーホルダー類	4	2	220	0	150	全増	0.3%
衣類	4	765	18	233	149	63.9%	0.3%
家庭用雑貨	0	1	0	0	49	全増	0.1%
身近細貨類	0	16	0	18	36	200.0%	0.1%
玩具類	0	42	0	10	33	330.0%	0.1%
家具類	0	2	0	2	20	10倍	0.0%
携帯電話及び付属品	0	0	0	1	12	12倍	0.0%
文具類	0	0	0	0	11	全増	0.0%
布製品	0	319	0	2	4	200.0%	0.0%
帽子類	0	2	0	0	2	全増	0.0%
ベルト類	21	0	0	0	1	全増	0.0%
時計類	0	0	0	0	1	全増	0.0%
靴類	0	0	34	0	0	-	-
運動用具	0	1,536	0	50	0	全減	-
CD、DVD類	1	0	0	0	0	-	-
その他の品目	81,382	228	18	1,021	3,585	351.1%	8.0%
合計	81,725	3,005	1,561	7,720	44,731	579.4%	100.0%

（注）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 神戸税関からのメッセージ

越境電子商取引が拡大する中、通販サイトなどで個人が容易に海外から商品を購入することができるようになりましたが、どのような品質のものなのかは届くまでわかりません。そこに知的財産侵害物品が紛れている可能性もあります。

知的財産侵害物品は、ホンモノを製造・販売している企業の利益を害するなど、経済へ悪影響を及ぼすだけでなく、知的財産侵害物品の販売によって得られた利益は、犯罪組織の資金源となっているといわれています。中には、安全性が確保されておらず、医薬品や化粧品、バッテリーや子供のおもちゃなど、使用することにより健康や安全を脅かす危険性のあるものも多くあります。

また、個人で使用する場合であっても、海外の事業者から送付される模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は輸入できません。

正規販売店で購入する、極端に値段が安い商品には注意する、通販サイトや出品者の情報をよく確認するなど、ニセモノ被害に遭わないよう注意が必要です。

税関では、皆様の安全・安心の確保及び経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

# 税関知的財産啓発ポスター

模倣品の水際取締り強化!

## そのニセモノ、 安全もニセモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害する物品)は、  
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、  
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



取り締まるぜ! 知的財産侵害物品の輸入  
守れ! 知財のオンリー「わんっ!」



FAKE ZERO PROJECT



特設サイト



YouTube



## 【参考】知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。違反した場合には関税法等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

○ 各権利等で保護されているものは、例えば以下のものです。

特 許 権： 特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権： 実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意 匠 権： 意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商 標 権： 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマーク」や「ブランド名」

著 作 権： 創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

著作隣接権： レコード会社により制作された「音楽CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り）」

回路配置利用権： 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育 成 者 権： 種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法： 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの  
著名な他人の「商品等表示」を使用するもの  
他人の商品の形態を模倣するもの 等

【お問い合わせ先】

神戸税関 総務部税関広報広聴室 078-333-3028

